

福祉灯油特別対策事業のお知らせ

「灯油等購入費用」支給申請を受け付けています

対象世帯につき、10,000円

在宅の低所得高齢者などを対象に、冬季間の灯油等の経費に対する経済的支援を行います。

対象条件をご確認いただき、該当する場合は3月11日(金)までに申請してください（申請をした日を基準日とします）。

対象となる世帯

- (1)高齢者世帯 世帯主が満65歳以上で、町民税非課税の世帯（令和4年3月31日までに満65歳に到達する方を含む）
- (2)ひとり親世帯 満18歳未満（学生の場合は満18歳になった学年の年度末まで）の子を扶養する町民税非課税の世帯
- (3)しうがい者世帯 障害者手帳（身体・知的・精神）を所持している方、または障害年金受給者がいる町民税非課税の世帯

※同一住居において複数の世帯が存在する場合は、いずれかの世帯のみを対象とします。

対象外となる世帯

- ・生活保護世帯
- ・介護保険施設※、または高齢者・しうがい者・児童福祉施設に入所している世帯。ただし、配偶者が在宅で支給要件を満たしている場合を除きます。
- ・課税世帯と同じ住居に居住している世帯
- ・申請者が入院中である世帯（申請をした日を基準とする）

※介護保険施設とは、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、特定施設入居者生活介護施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等をいいます。また、高齢者施設とは、高齢者を対象とした共同生活施設全般となります。

申請の方法

振込希望口座番号と印鑑を持参のうえ、必要事項を申請書に記入し、手続きをしてください。
なお、役場への来庁が難しい場合、電話等でご連絡いただければ申請書を自宅まで郵送します。

申請先

- ・健康福祉課福祉グループ（総合庁舎）
- ・住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）

助成の方法

申請書に記載された口座に振り込まれます。

問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎ ② 7071

産業廃棄物処理施設変更許可申請に係る 縦覧について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項の規定により、下記のとおり許可申請について縦覧を行っております。

申請者等 早来工営株式会社 代表取締役 小松稔明

縦覧期間 1月12日(水)～2月14日(月)

縦覧場所 胆振総合振興局環境生活課、税務住民課住民生活グループ

問合せ 税務住民課住民生活グループ ☎ ② 2940